

第五章 結論

5-1 本研究の結論

5-1-1 目的ごとの考察

- 1) 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」における、各評価項目への処理業者の情報開示の状況を明らかにすること。

処理業者の評価制度への取り組み実態を解明するために、産廃情報ネット上の情報開示システムを利用し、処理業者 1278 社（2006 年 6 月～9 月）の各評価項目への情報開示の有無の割合を調査した。

調査結果から、評価項目によって、情報公開の取り組みの現状にばらつきがあることが明らかになった。

情報開示ありの割合が高い項目には、会社情報や組織体制といった形式的に情報を公開できる項目が多く、情報開示ありの低い項目には、施設及び処理の状況に関する項目が多いことがわかった。

この施設処理の状況の項目は、本来、排出事業者が処理業者を優良であるか否か判断する際、最も見るべき項目である。その項目の情報開示の割合が低いということは、処理業者がまだ評価制度に積極的に参加していない、情報公開しにくい理由があるといったようなことが考えられる。以上が三章で明らかになったことである。

- 2) 処理業者の「評価制度での情報公開」のしやすさへの認識と、取り組みが困難な理由を明らかにすること。

処理業者の評価制度への取り組みが困難な理由を明らかにするため、産廃情報ネット上に情報開示している処理業者 1278 社（2006 年 6 月～9 月）のうち HP に連絡先が明記されている業者 463 社を対象に、メールによるアンケート調査を実施した(回答数 81 社)。

調査結果から、情報公開しにくい割合が高かった項目には、料金の提示方法、財務諸表、処理の実績といった情報公開することで、同業他社に対し情報漏洩の一面がある項目が多いことが明らかになった。

本来、評価制度における情報公開の対象は、排出事業者であるはずなのに、処理業者は同業他社への情報漏洩の危険性を心配している。このことは、評価制度の目的とは矛盾している。

評価制度において、同業他社に情報漏洩するというリスク以上のメリットが処理業者にはあるのかが疑問である。

結局のところ、排出事業者がどれだけ、この評価制度のことを理解し、利用しているのかというところが処理業者にとっては重要であると考えられる。

情報漏洩の一面があるという以外に、多くの評価項目で情報公開しにくい理由としてあがっていたことは、行政によって評価制度の取り組み方に差があるということと、フォーマットについてである。

行政によって評価制度の取り組み方に差があるとは、そもそもこの制度を適用していない都道府県、政令市があったり、適用していても情報公開に求めるレベルが異なっていたり、優遇措置が統一されていなかったりすることである。

評価制度はまだ始まったばかりということもあるが、行政によって対応が異なることで、困っているのははじめに評価制度に取り組んでいる処理業者である。複数許認可を取得している企業では、各都道府県、政令市において対応にばらつきがあることで、大変な手間がかかる。今後、各都道府県、政令市の対応が統一されることが期待される。

フォーマットについてだが、アンケート調査で情報公開しにくい理由を質問しただけにもかかわらず、具体的な改善案までご教示いただいた意見が多々あった。処理業者が情報を公開する際の作業量の簡略化を求めていることがわかる。多くの処理業者に評価制度に取り組んでもらうためにも、情報公開しやすくする工夫が必要である。以上が四章で明らかになったことである。

5-1-2 本研究全体の考察

文献、主にアンケート調査から明らかになった評価制度の現状での問題点を以下に示す。また今後の評価制度についても少し述べる。

5-1-2-1 評価制度の問題点

以下に、本研究でわかった評価制度の問題点を2つ示す。

- ・ 評価制度に取り組んでいる処理業者が少ない。
- ・ 評価制度に適合することのメリットが少ない。

評価制度に取り組んでいる処理業者が少ないとは、現状として評価制度に取り組んでいる処理業者が、単純計算で処理業者全体の約1.1%にとどまっているということである。

このことは、後にも述べるが評価制度に適合することのメリットが少ないことが1つ原因として考えられる。また根本的に、処理業者自体に評価制度が知られていないということも原因として考えられる。以上のことから、現状では評価制度はあまり機能していないと言える。

今後、処理業者に対しても、評価制度のPRといったようなことが期待される。

評価制度に適合することのメリットが少ないとは、現状の優遇措置だけでは、情報公開することで発生する商売上のリスクと、情報公開にかかる労力に見合わないということである。

評価制度に適合するメリットが少ない理由は、ほとんどの排出事業者に評価制度が認知されておらず、処理業者が評価制度に取り組んだところで、結局利益につながらないということである。評価制度は、排出事業者が自らの判断で優良処理業者を選択できることを目的としているが、排出事業者がどれだけ評価制度を理解し、利用しているかは疑問である。

今後、評価制度適合業者へのさらなる優遇措置の適応や排出事業者への評価制度のPRといったようなことが期待される。

5-1-2-1 今後の評価制度

今後の評価制度は先にも少し書いたが、処理業者・排出事業者への評価制度のPR、評価制度適合業者へのさらなる優遇措置の適応が期待される。

またその他に、現状の評価制度には、リサイクル率の目標設定がなく、全ての廃棄物を埋め立て、焼却により処理していても優良業者となる。循環型社会を構築するためには、評価制度にリサイクルという視点を入れるべきだと考える。

最後に、現時点で評価制度はさまざまな問題点を抱えてはいるが、評価制度には

- ・ ISO認証取得に至り、評価基準適合の判定を頂いたので一部の顧客に評価された。
- ・ 情報公開書類を作成する事で、社内の管理体制の見直しができた。
- ・ 外部からの質問に、情報公開をしていることで、自信を持って答えられるようになった。といったようなメリットもあるので、評価制度に取り組んでいない処理業者の方にも、今後、積極的に評価制度に取り組まれることを期待する。

5-2 本研究における今後の課題

1) 研究方法の見直し

本研究の目的が最初の段階から、評価制度での情報公開の取り組み状況を明らかにするという具体的なものだったため、アンケート調査ではそのことについてしか触れていなかった。その結果、結論では、評価制度全体のことについて述べるのが難しかった。

2) 情報開示における基準適合の判断

本研究の三章で情報開示の有無の情報整理は行ったが、その情報が評価基準を満たすものであるか否かの判断には至っていない。情報整理の対象が多だけに、かなりの時間が必要であった。

3) 「評価制度」適合業者数の将来予測

本研究ではアンケート調査によって、「評価制度」適合業者数の将来予測を行う予定であったが、アンケートの集計結果、思うような結果が得られなかった。処理業者の方に、アンケートの目的をより理解していただけるような配慮が必要であった。